

岡山県中小企業団体中央会 会員のみなさまへ

2015年4月1日以降始期加入用

企業を労働災害リスクから守る

中央会 ビジネスJネクスト



全国中小企業団体中央会

会社経営にはさまざま



業務上の災害にかかわるリスクとは…

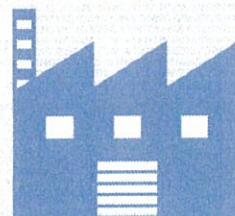
従業員等の
業務中のケガ

従業員等の
通勤中のケガ

従業員等の
業務中の
熱中症

従業員等の
死亡事故による
ブランドイメージ
の低下

企業が
従業員等
に対して負う
賠償責任



従業員等への
セクシャル
ハラスメントに
対する賠償責任

など



業務上の災害によって、各種費用の支出や 損害賠償リスクが発生する可能性も

費用

災害補償規定等に基づく
補償金（弔慰金・見舞金）の支払い



損害賠償金

従業員等の業務上の事故により負担する
従業員等への法律上の損害賠償責任・
訴訟費用



など

中央会ビジネスJネクストなら

貴社が支出する費用等をしっかり補償！

な



が潜んでいます!

中央会ビジネスJネクストの5つのメリット

メリット

1

納得の保険料水準!

全国中小企業団体中央会を契約者とする団体契約のスケールメリットを活かした保険料を実現しています。

メリット

2

スピーディーな保険金支払い!

労災事故が発生した場合、政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いします。政府労災保険の認定は、保険金のお支払い条件ではありません。(*)

(*) メンタルヘルス対策費用特約など一部の特約を除きます。

事故発生!

▶ 労災認定を待たずに

▶ 保険金をお支払い!

メリット

3

幅広い補償内容!

従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクを幅広く補償します。

メリット

4

- 加入方式が**シンプル!** 選びやすい**3つの**パッケージプラン!
- 加入手続きが**簡単!**

• 加入方式は、「売上高方式」と「人数方式」の2パターンです。また、各加入方式は、補償(特約)をパッケージ化した選びやすい3つのプランの中から、ニーズに合わせてお選びいただけます。(この他に、補償(特約)を任意にセット可能なフリープランもあります。)

ワイドプラン

ベーシックプラン

エコノミープラン

• ご加入後の従業員数増減の連絡は不要です。

メリット

5

経営事項審査の**加点対象!** (平成26年12月1日現在)

「売上高方式」は経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、15ポイントの加点評価が得られます。〔「人数方式」の場合であっても加点対象となることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。〕

(注) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。

中央会ビジネスJネクストは、
業務上の災害にかかわる
さまざまなリスクに対応します

次ページへ

会員事業者のみなさまが補償金等を支出することに 会員事業者のみなさまのニーズに対応した **3つのプラン** と充実の **オプション**

ワイドプラン 充実補償のおすすめプランです。

ベーシックプラン 必要な補償を揃えたスタンダードなプランです。

エコノミープラン 基本リスクを補償するシンプルなプランです。

死亡補償保険金 従業員への補償



従業員等が死亡した場合

例) 業務中に足場を踏み外して高所から転落し、ケガをして亡くなったため、事業者が補償金を支出した。

後遺障害補償保険金 従業員への補償



従業員等に後遺障害が残った場合

例) 業務中に重機の下敷きになってケガをして、後遺障害が残ったため、事業者が補償金を支出した。

入院補償保険金 従業員への補償



従業員等が入院した場合

例) 業務中に工場内での作業によりケガをして、入院したため、事業者が補償金を支出した。

手術補償保険金 従業員への補償



従業員等が手術を受けた場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして入院し、手術を受けたため、事業者が補償金を支出した。

通院補償保険金 従業員への補償



従業員等が通院した場合

例) 業務中に会社の階段で転んでケガをして、通院したため、事業者が補償金を支出した。

労災認定身体障害追加補償特約 従業員への補償



従業員等が労災認定された場合

例) 過労が原因で急性心筋梗塞を発症して亡くなったため、事業者が補償金を支出した。



オプション補償 (全プラン共通)

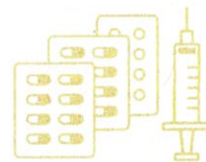
上記プランにセットすることで、
会員事業者のみなさまの
災害補償制度等に
合わせた補償ができます。

フルタイム補償特約



従業員等が業務に従事していない間に被った身体障害についても、事業者が補償金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)等を支出することによって被る損害を補償します。

医療費用補償保険金支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて365日以内に従業員等が負担した、公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代、入院・転院・退院時の交通費、医師の指示により行った治療に関わる費用等に対して事業者が補償金を支出することによって被る損害を補償します。

入院時一時補償保険金支払特約



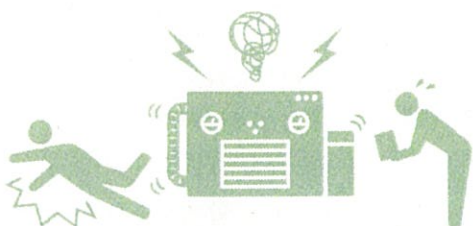
入院補償保険金をお支払いする場合で、かつ、2日以上入院した場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、入院時一時補償保険金をお支払いします。

よって被る損害に対して保険金をお支払いします!

ヨン補償をご用意しました。フリープランでの設計も可能です。

使用者賠償責任補償特約 企業の補償

業務上の事由による加入期間中の従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。



メンタルヘルス対策費用特約 企業の補償



うつ病等の精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に係る費用等を補償します。

(注) 労災保険法等の給付が決定した精神障害に限りです。

雇用慣行賠償責任補償特約 企業の補償



ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より加入期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

事業者費用補償(ベーシック)特約 企業の補償

●死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

●再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

(*)引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りです。



事業者費用補償(ワイド)特約 企業の補償

●従業員等が業務に従事している間に身体障害を被った場合または「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合、もしくは損害賠償請求がなされたものとみなされる場合で、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

●再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

●死亡事故等が発生したことにより失ったブランドイメージの回復のための広告宣伝活動等に要した費用、コンサルティング費用(*)を補償します。

(*)引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りです。



ベーシックより
補償対象を拡大!

退院時一時補償保険金支払特約



入院補償保険金をお支払いする場合、かつ、15日以上入院した後に生存している状態で退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、退院時一時補償保険金をお支払いします。

長期療養補償保険金支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金をお支払いする場合に該当する日数が、60日を超えた場合、または、120日を超えた場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、長期療養補償保険金をお支払いします。

休業補償保険金支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、加入期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間(*)を超えて就業不能である期間1日につき、補償期間(*)を限度として、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、休業補償保険金をお支払いします。

(*)免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかを、それぞれ選択いただけます。

ご加入の条件等

保険契約者

この保険は全国中小企業団体中央会が契約者となる団体契約です。

加入者および記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者（保険契約により補償を受けられる方）をいいます。

この保険の加入者および記名被保険者となれる方は、次の①、②の条件を満たす事業者の方です。

① 岡山県 中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等） ② 日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。（加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。）

ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

（お引き受けできない契約の例）

・シルバー人材センターが被保険者、登録者が補償の対象者となる引受

●**売上高方式** 下表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります。（区分を限定してお引き受けすることはできません。）

●**人数方式** 下表の区分Ⅰ～Ⅳおよびその他の範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます。

区分	補償対象者
Ⅰ	記名被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
Ⅱ	記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。）
Ⅲ	●記名被保険者が建設業者の場合：下請負人（注1） ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：傭（よう）車運転者（注2）
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する者
その他	加入申込票の「補償対象者名（補償対象者コードが「その他（9）」の場合のみ記入）」欄に記載された者

（注1）下請負人

建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

（注2）傭（よう）車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による場合は1次請負人に限ります。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。）をいいます。なお、傭（よう）車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

保険料について

保険料は、以下に基づいて決定します。この保険契約では、ご加入の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

●**売上高方式**（*）『加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』および引受条件等

●**人数方式** 『加入時に把握可能な「人数（在籍者全員）」または「人数（最大稼働）」』および引受条件等

（ご注意）

新設法人等で、『加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」となりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

加入期間と加入申込締切日、および第1回保険料振替日

加入申込締切日	始期	加入申込締切日	始期
平成27年 3月31日	平成27年 4月 1日 16時	平成27年 9月30日	平成27年10月 1日 16時
平成27年 4月30日	平成27年 5月 1日 16時	平成27年10月30日	平成27年11月 1日 16時
平成27年 5月29日	平成27年 6月 1日 16時	平成27年11月30日	平成27年12月 1日 16時
平成27年 6月30日	平成27年 7月 1日 16時	平成27年12月30日	平成28年 1月 1日 16時
平成27年 7月31日	平成27年 8月 1日 16時	平成28年 1月29日	平成28年 2月 1日 16時
平成27年 8月31日	平成27年 9月 1日 16時	平成28年 2月29日	平成28年 3月 1日 16時

※中央会の制度維持費を適用している場合には、引受保険会社の保険料とは別に、制度維持費（月払の場合500円、一時払の場合6,000円）を上乗せして引き落としさせていただきます。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費であり、岡山県中小企業団体中央会が領収させていただきます。

付帯サービスについて

人事・労務相談デスク

貴社の人事・労務に関するお悩みに「人事・労務相談デスク」がお役に立ちます。専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。



メンタルヘルスサポート [受付時間] 平日 10:00~17:00

マネジメントサポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス (有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談 [受付時間] 平日 10:00~17:00

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。



ご利用時

- ◆ご利用時には、お名前、加入者番号、ご希望のサービスをお知らせください。
- ◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けするご案内をご覧ください。
- ◆平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金曜日をいいます。
- ◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- ◆このサービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- ◆このサービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[引受保険会社] 三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 取扱代理店 ■

■ 中央会名 ■

岡山県中小企業団体中央会

〒700-0817

岡山県岡山市北区弓之町4番19-202号

TEL : 086-224-2245